

環境

人にも環境にもやさしい
緑のカーテンで涼しい夏を過ごしませんか

☎ 環境生活課 環境係 ☎(232)2114

緑のカーテンは、ゴーヤやヘチマなどのつる性の植物で、建物や窓への直射日光を遮り室温を下げる地球にやさしい自然のカーテンです。別名をグリーンカーテン、ゴーヤで作ればゴーヤカーテンともいいます。今年の夏は、緑のカーテンで涼しい夏を過ごしてみませんか。

なぜ、植物が効果的なのか。それは、太陽からの熱を遮るばかりではなく、葉からの水分の蒸散・冷却作用により窓辺などに涼しい空間を作り出すからです。さらに、見た目にも涼しい印象を感じさせてくれます。結果として、室温が下がりエアコンなどのエネルギー使用量が低下し、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を減らすことができます。考えられています。

緑のカーテンでこんな効果が！

- 冷房が強くなってすみ、体が冷えすぎず、健康的。
- 電気代が節約でき、家計にやさしい。
- 二酸化炭素の削減、地球温暖化防止の参加意識で気分が充実。
- 子どもの環境問題に対する教育にも大きく役立つ。
- 目隠しにもなり、窓やカーテンを開けたときのプライバシーが確保

される。

○実物(特にゴーヤ)が収穫でき、おいしく体に良い。

○生ゴミの堆肥化で、ゴミの減量化が進む。

○話題性があり、人との触れ合いが広がる。

町の取り組みの効果

町では、ボランティアの皆さんからご提供いただいたゴーヤの苗と堆肥で、役場庁舎など23の公共施設で緑の(ゴーヤ)カーテンの取り組みを行いました。ほぼ全ての施設で葉は青々と茂り、例年に比べ涼しく夏を過ごすことができました。また、涼しく過ごせただけでなく、たくさんの方々が立派な実をつけました。役場庁舎に実ったゴーヤは町社会福祉協議会へ提供し、ゴーヤ入りの弁当が高齢者宅へ届けられました。

INTERVIEW



村田 准一さん (宮ノ上)

昨年町の緑のカーテン講座に参加し、わが家でもゴーヤカーテンに取り組みました。思っていたよりも簡単に育てることができ、毎日ゴーヤが成長していくのが楽しみでした。また、ゴーヤへの水やりは雨水をためて利用したり、肥料は落ち葉を堆肥化させて利用したりと、環境に対する意識も高まりました。皆さんもゴーヤカーテンを作ってみませんか。



環境

太陽光発電システム・太陽熱温水器などの**設置費用の一部を補助します**

☎ 環境生活課 環境係 ☎(232)2114

町では、環境負荷の少ない「自然と共生する美しいまちづくり」を目指しています。そこで、町民の皆さんに再生可能エネルギーの導入を積極的に推進してもらうため、設置費用の一部を補助します。

■補助金の交付対象者

- ①太陽光発電システム
町内に所在する自己の居住用住宅として使用され、または使用される予定の建築物の電力として、対象システムを設置する人で、一定の要件に該当する人。
- ②太陽熱温水器、太陽熱利用システム
自己が所有し居住する町内の住宅を対象機器を設置する人、または対

象機器を設置した住宅を購入する人で、一定の要件に該当する人。

■補助対象機器・補助金の額

- ①太陽光発電システム
1件当たり5万円定額
- ②太陽熱温水器、太陽熱利用システム
温水器または利用システムの設置費用の5分の1の額(限度額5万円)

■注意事項

交付を受けるためには、設置または購入前の事前手続きが必要です。補助金の交付は、予算の範囲内(補正予算を含む)で行います。詳細はお問い合わせください。また、町ホームページにも掲載しています。

環境

都市型水害の軽減と地下水のかん養のための**雨水浸透枿すゐすゐの設置費用の一部を補助します**

☎ 環境生活課 環境係 ☎(232)2114

町では、都市型水害の軽減と地下水のかん養により、町民の皆さんの生活環境を保全するため、雨水浸透枿すゐすゐの設置費用の一部を補助します。

■交付対象者

- 菊陽町の住宅など(新築・既存)に雨水浸透枿すゐすゐを設置する土地の所有者または使用者(建築主)
- 補助要件に適合する雨水浸透枿すゐすゐが設置された新築住宅を購入した住宅購入者

■補助額

1基あたり16,000円
(上限4基64,000円)

- 補助要件(構造など)
○雨どいから接続すること(雨水以外の流入があれば補助対象外)
- 雨水浸透枿標準布設構造図に適合すること(標準布設構造図以上の機能を有するものを含む)

■注意事項

交付を受けるためには、設置または購入前の事前手続きが必要です。補助金の交付は、予算の範囲内(補正予算を含む)で行います。詳細はお問い合わせください。また、町ホームページにも掲載しています。

貴重な地下水を保全するため

「熊本県地下水保全条例」が改正されました

熊本県は、県民の生活と経済活動を支える地域共有の貴重な資源である地下水の水質・水量を、事業者・県民・行政の協働により保全するため、地下水保全条例を改正しました。主な改正点は次のとおりです。

- ①地下水を「公共水」として位置付け
- ②対象化学物質の使用の抑制などを規定
- ③水質事故時の公表を規定
- ④対象事業場などの施設の定期点検・整備を規定
- ⑤硝酸性窒素等汚染対策の推進を規定
- ⑥一定規模(重点地域：揚水機吐出口断面積が19cm²(直径約5cm)超(熊本地域=熊本市、菊陽町他が指定予定))、重点地域以外の地域：同125cm²(直径約12.6cm)超以上の地下水採取に対する許可制の導入
- ⑦重点地域内での自噴井戸による地下水採取に対する届出制の導入
- ⑧地下水採取の届出期限の延長(7日前→30日前)
- ⑨許可対象者に節水の取り組みを求めるなど地下水の合理的な使用を規定
- ⑩許可対象者に採取量に応じたかん養対策を求めることなどを規定
- ⑪地下水採取の許可制導入などに伴い罰則規定を追加

- ①～⑤の項目は4月1日から施行、⑥～⑪の項目は、10月1日からの施行が予定されています。

条例改正に伴う具体的な手続きなどは、今後、熊本県が説明会などを開催する予定です。

■問い合わせ

県環境立県推進課
☎(333)2272